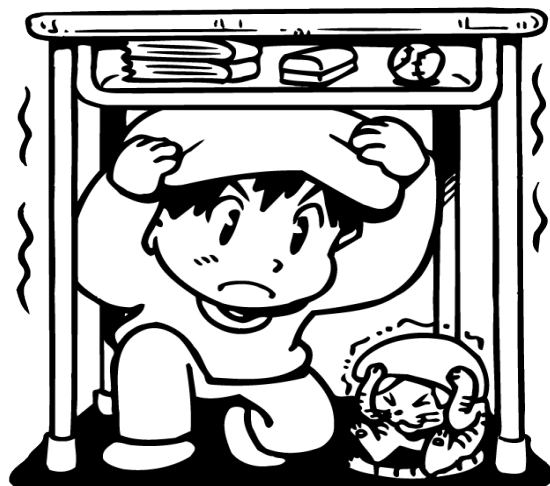


◎保存しておいてください。

2023年度版

緊急時の対応マニュアル

～もしもの時のために～



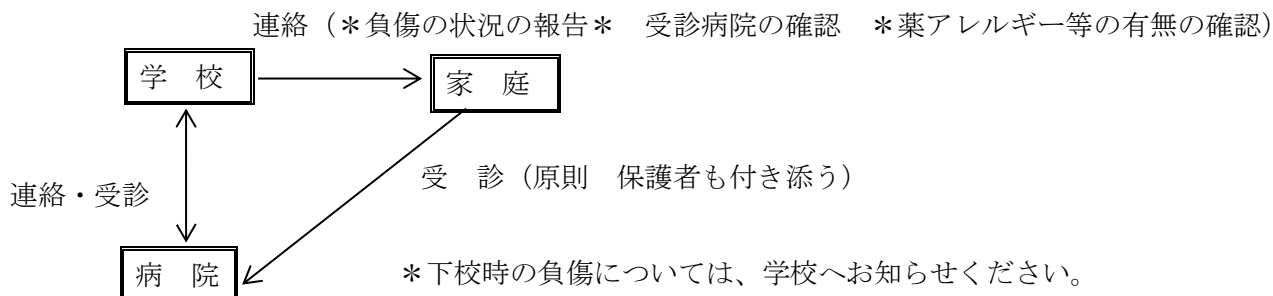
大津市立雄琴小学校

電話 077-578-1234

FAX 077-578-7123

I 学校内での児童の負傷の対応

* 受診の必要がある負傷時の対応について



II 非常変災時など緊急事態における非常措置

1 台風等暴風襲来・雷等における対応について

| | | |
|------------|-----|--|
| 気象・暴風を含む警報 | 登校前 | <ul style="list-style-type: none"> ・午前7時において大津市が「暴風警報」「〇〇特別警報」発令の範囲内の場合、臨時休業とします。 ・学校からは連絡しません。テレビ等で気象情報に気をつけてください。 |
| | 登校後 | <ul style="list-style-type: none"> ・当日の午前7時以降で、登校中または登校後に確実に暴風を含む警報または特別警報の発表が見込めるときは、学校長の判断で臨時休業とします。 「tetoru（テトル）」等で学校からお知らせをします。 ・雷等で登校が危ぶまれる場合は、地区単位で「自宅待機」の旨を学校まで連絡し、安全が確認できてから登校するようにしてください。 |
| 特別警報 | | <ul style="list-style-type: none"> ・登校後に上記の「暴風警報」「〇〇特別警報」が発令された場合や雷等で下校が危ぶまれる場合は、通学路の安全、警報下の状況等を総合的に勘案の上、下記の対応をします。 ① 集団下校する場合や下校時刻の変更がある場合は、「tetoru（テトル）」にてお知らせします。その際、保護者の帰宅が難しい場合は、至急学校に連絡をして下さい。 ② 「tetoru（テトル）」に登録をされていないご家庭については、学校より電話で各家庭と連絡を取り、保護者の在宅が確認できた児童のみ下校させます。連絡が取れない場合は、家庭と連絡がとれるまで学校に待機させます。 |

※午前7時前後の時間帯に、暴風警報は発令されていないが、以下のいずれかの状況が発生している場合は地域の実情に応じて、学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行います。

- 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- 土砂災害警戒情報が発表されている。
- 避難情報が発表され、当該校に避難所が開設されている。

2 大規模地震が発生した場合

| | |
|-----------------------------------|--|
| 大規模地震発生 の場合 (およそ震度 5弱以上) | <ul style="list-style-type: none">・前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。ただし、地域の実情に合わせて学校での活動の安全が確保できる場合は平常通りの授業を行うこともあります。・児童が学校にいるときは、防災マニュアルに従って速やかに避難し、その時の状況に応じて、各家庭と連絡を取り、集団下校、または、学校待機を考えます。直接保護者に引き渡す場合もあります。・家庭にいるときで、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、広域避難場所へ避難してください。 |
|-----------------------------------|--|

3 武力攻撃事態等

| | |
|-------------------------------|--|
| 武力攻撃事態等 による警報の伝 達があった場合 | <ul style="list-style-type: none">・前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による、武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市からあった場合はその日は臨時休業となります。ただし、地域の実情に合わせて学校での活動の安全が確保できる場合は平常通りの授業を行うこともあります。 |
|-------------------------------|--|

4 熱中症の対応について

| | |
|------------------|--|
| 熱中症・暑さ対 策について | <ul style="list-style-type: none">・「暑さ指数」が31度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。・空調設備がない場所において、「暑さ指数」が28度以上31度未満の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けるようにします。 <p>※「暑さ指数」は環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断をします。</p> |
|------------------|--|

5 感染症の対応について

| | |
|---------------|--|
| 感染症対策につ いて | <ul style="list-style-type: none">・換気や手洗いを行います。・学校で体調不良や風邪症状が見られた時は、なるべく早くお迎えをお願いします。 |
|---------------|--|

Ⅲ インフルエンザ等による学校又は学年・学級についての対応

インフルエンザ等の感染症が発生した場合、学校医と相談の結果、学校はまたは学年・学級を一時的に休業（閉鎖）する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

(1) 学年・学級閉鎖の実施が決定した場合、「**tetoru(テトル)**」でお知らせします。

「**tetoru(テトル)**」に登録されていないご家庭につきましては、学校より電話で連絡します。その際、家庭での対応・注意点について、ご協力をお願いします。

- (2) 欠席している児童宅には、電話にてお知らせします。
- (3) 児童クラブへも学校から、学級閉鎖の連絡をします。

IV 不審者が出没した場合の対応

◎児童が帰宅し、不審者に出会った話を聞かれた場合は、次のように対応して下さい。

1. 児童のけが等の有無を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、下記へ連絡してください。

- 緊急を要する場合は110番 ○雄琴交番 (578-1410)
- 大津警察署 (522-1234) ○その後、学校へ (578-1234)

2. 学校では、内容に応じて「tetoru(テトル)」、文書等にて情報を提供します。

V 児童が帰宅しないときの対応

- 1. 通常の帰宅時刻になっても、児童が帰宅しないとき、学校に連絡してください。
- 2. どうしても、児童の居場所が確認できない場合は、状況を判断して関係機関に連絡を取った上、職員も手分けして捜索します。
 - *児童が遊びに出るときは、「外出の5原則」(いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る)を言ってから遊びに行くよう、日頃から家庭でもご指導ください。

VI 緊急時の集団下校体制

集団下校の目的

非常変災時緊急事態における児童の安全な下校を保障するため、集団下校を実施します。

【実施のめやす】

- ① 登校後、暴風警報等が発令されたり、発令が必至の場合で、単独の下校が危ぶまれたりする場合。
- ② 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ③ 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独の下校が危ぶまれる場合。
- ④ 不審者の出現など、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ⑤ その他、単独での下校が危ぶまれる場合。

*いずれの場合も、学校長の判断で決定します。

※児童の安全が確保されないときは、学校待機とします。

その際は、保護者への直接引き渡しを原則とし、保護者と一っしょに下校をしていただきます。

*集団下校の決定については、「tetoru(テトル)」でお知らせします。(できる限り、登録をお願いします。)
「tetoru(テトル)」が届かないご家庭につきましては、電話で連絡をします。